

## 発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2026年6月23日

【発行者の名称】

ラックス建設株式会社  
(LUCKS Construction Co.,Ltd)

【代表者の役職氏名】

代表取締役 山田 哲矢

【本店の所在の場所】

広島県福山市曙町四丁目3番18号

【電話番号】

084-957-5038 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役管理部長 守岡 聡

【担当F-Adviserの名称】

宝印刷株式会社

【担当F-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役社長 白井 恒太

【担当F-Adviserの本店の所在の場所】

東京都豊島区高田三丁目28番8号

【担当F-Adviserの財務状況が  
公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/>

【電話番号】

03-3971-3392

【取引所金融商品市場等に関する事項】

当社は、当社普通株式を2026年7月22日にFukuoka PRO Marketへ上場する予定であります。

当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

ラックス建設株式会社

<https://www.lucks.co.jp/>

証券会員制法人福岡証券取引所

<https://www.fse.or.jp/>

#### 【投資者に対する注意事項】

1. Fukuoka PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、Fukuoka PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. Fukuoka PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、Fukuoka PRO Marketにおいては、F-Adviserが重要な役割を担います。Fukuoka PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するF-Adviserを選任する必要があります。F-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、福岡証券取引所のホームページ等に掲げられるFukuoka PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 福岡証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第33期	第34期	第35期
決算年月		2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
売上高	(千円)	864,904	880,355	883,609
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△27,794	105,111	8,185
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	△25,812	109,313	13,691
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-
資本金	(千円)	30,000	30,000	30,000
発行済株式総数	(株)	600	600	600
純資産額	(千円)	144,176	253,489	267,180
総資産額	(千円)	688,325	709,236	738,152
1株当たり純資産額	(円)	240.29	422.48	445.30
1株当たり配当額	(円)	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(円)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	△43.02	182.19	22.82
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	20.9	35.7	36.2
自己資本利益率	(%)	△16.6	55.0	5.3
株価収益率	(倍)	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	△10,703	72,309
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	△41,280	△64,664
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	△33,924	28,284
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	-	213,002	248,931
従業員数	(名)	11	15	16
[外、平均臨時雇用者数]		[-]	[-]	[-]

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 第33期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第34期及び第35期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
6. 第33期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数（パートタイマー）は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
8. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第35期の財務諸表については、監査法人ハイビスカスの監査を受けておりますが、第33期及び第34期の財務諸表については当該監査を受けておりません。
9. 2026年4月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行いました。第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

## 2 【沿革】

当社の創業者である代表取締役山田哲矢は、地元建設会社における施工管理業務及び建設コンサルタント会社における測量設計業務を通じて培った業界の基礎技術と実務経験を基盤として、1991年1月広島県福山市内において個人創業いたしました。

当社が法人化した1992年前後は、バブル経済崩壊後の景気後退局面にありました。当時の建設業界は、多重下請構造や従来型の商慣習の見直し、さらには電子入札制度の導入といった制度改革が進展するなど、大きな転換期を迎えておりました。また、大手ゼネコンによる事業再編や新築分野からリノベーション分野や小規模物件への参入等が進み、事業者間の競争環境は一層厳しさを増しておりました。

このような事業環境のもと創業者は、当初は荷役作業請負業務を主としておりましたが、経営の自由度確立と事業領域拡大を見据え防水工事請負へと事業領域を転換し、その後、より強固な経営基盤の確立と社会的信用力向上を目的として、1992年3月に有限会社として法人組織を設立いたしました。

当社の設立以降、現在に至るまでの経緯は、次のとおりであります。

年 月	概 要
1992年3月	ラックスネットワーク有限会社を設立 資本金300万円
1997年5月	ラックスコンストラクション株式会社に組織変更 資本金1,000万円に増資
2003年9月	国際規格ISO9001の認証を取得
2003年11月	株式会社ラックスに商号変更
2007年6月	宅地建物取引業免許取得（広島県知事（01）第11263号）
2009年10月	東京都中央区に東京事業所を開設
2010年10月	国際規格ISO14001の認証を取得
2011年3月	資本金2,000万円に増資
2012年12月	資本金3,000万円に増資
2016年5月	不動産事業を開始
2019年9月	国際規格ISO45001の認証を取得
2021年1月	ラックス建設株式会社に商号変更
2026年1月	福岡県福岡市博多区に福岡事業所を開設

### 3 【事業の内容】

当社は、「安全な建物、安心な生活、安定した環境を創造する」というビジョンのもと、専門知識と最新技術と知恵を結集して安全な建物、安心な生活、安定した環境を創造し、人を豊かに、地域や街を明るく、環境を元気にすることを使命としております。当社は、建物は永遠に社会の器であり、建物の再生は社会の再生であると捉えており、集合住宅、商業施設、医療施設、福祉施設、工場、教育施設、宿泊施設等、不特定多数の方が利用されるいわゆる特殊建築物を対象とした総合リノベーション事業を展開しております。

当社の強みは、次のとおりです。

- ① 専門性を活かし、各種診断機器を用いた調査・劣化診断が可能であること。
- ② 各種改修工事においては多数の実績があり、蓄積したノウハウにより、対象物に最適な改修提案が可能であること。
- ③ 各地の協力会社様と連携し、西日本・関東エリアの施工に対応していること。
- ④ 改修工事にかかわるすべての工事をワンストップで施工及び管理ができる体制を構築していること。

改修工事は、「調査診断→見積提案→仮設足場→補修工事→塗装工事→防水・屋根工事→美装工事→お引渡し→アフターフォロー」という流れになっており、一般的な建設会社は建物調査及び施工を各専門工事会社へ依頼発注する構図となっておりますが、当社は調査診断からアフターフォローまでを一貫したサービスとして提供できることが最大の強みとなっております。また、特殊建築物（非木造）の改修工事（防水・屋根改修、外壁改修、内部改修）に特化している当社は、競合の少ない事業領域で強みを発揮できることとなっております。

このような強みを生かすため、特殊建築物の改修工事においては、以下の2つのブランドを展開しております。

#### ■「リノベ・バンク」について

当社は、アパートやマンションのオーナー様に向けた大規模修繕・リノベーションの総合窓口として、「リノベ・バンク」を運営しております。リノベ・バンクにより、お客様は工事内容により業者を選定することなく、窓口を当社に一本化することで、工事ごとの業者選定や見積依頼の手間を大幅に削減できるというメリットを享受でき、当社が選ばれる理由の一つとなっております。

#### ■「リノベール (RENOVELL)」について

当社は、商業施設、医療施設、福祉施設、工場、教育施設、宿泊施設等の施主様に向けた改修工事専門ブランドとして、「リノベール (RENOVELL)」を運営しております。

- ・「RENOVELL-R」(R: ROOF) は、雨水など建物内部への浸入を防ぐ防水・屋根改修工事となっております。
- ・「RENOVELL-W」(W: Wall) は、鉄筋コンクリート構造又は鉄骨鉄筋コンクリート構造においてひび割れ、鉄筋の膨張による爆裂(欠損)、外壁の剥離等を補修する工事となっております。
- ・「RENOVELL-I」(I: Interior) は、インテリア・水廻りなど、部分改修から間取り変更などの全面改修・リノベーションを行う内部改修工事となっております。
- ・「RENOVELL-E」(E: Earth) は、建物の剛性・耐力のバランスを確保したうえで建物の使用性、施工性を考慮しながら耐震補強をする工事となっております。
- ・「RENOVELL-M」(M: Maintenance) は、構造物の調査診断を行うもので、今の状態を正確に知ること、適切な工事のタイミング、対応が必要な劣化箇所の確認、その進行具合の確認をすることが可能となっております。

また、近年は、ドローンや3Dレーザースキャナを用いた高精度な劣化診断や自社開発の地図情報システム「YANEDAS」による営業活動の効率化、最新機器による足場不要の調査など、建設DXを積極的に推進し、収益の獲得に努めております。

さらに、これらの改修ノウハウを自社収益物件の再生に転用する「再生型アセットビジネス」を確立しており、施工技術を直接的な資産価値向上へと繋げる独自の収益モデルを構築しております。

当社の事業の内容は、次のとおりであります。なお、当社は建設事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

### (1) 建設工事業

当社の中核事業であり、集合住宅、商業施設、医療施設、福祉施設、工場、教育施設、宿泊施設等の「特殊建築物」に特化したリノベーションおよび新築工事を展開しております。

#### ① 特殊建築物の防水・屋根、外壁、内部改修工事

不特定多数が利用する建物の長寿命化と資産価値向上を目的とし、高度な診断技術を起点としたワンストップサービスを提供しております。

医療施設や公共施設等を対象に、調査から診断、提案、施工、アフターフォローまでを自社で一貫管理いたします。元請比率約91%を維持し、中間マージンの排除と徹底した品質管理を両立しております。

#### <防水・屋根改修工事>



#### <外壁改修工事>



<内部改修工事>



② 特殊建築物の新築工事

工場、物流センター、福祉施設等の新築請負を行っております。改修事業で蓄積した「建物の劣化メカニズム」に関する知見を設計段階からフィードバックすることで、メンテナンスコストを抑えた高耐久な建物を創造します。施工協力店ネットワークによる効率的な直接施工管理体制を構築しております。

<新築工事>



## (2) 不動産事業

建設業と不動産業を高度に融合させた「再生型アセットビジネス」を展開しております。自社で築30年以上の築古・低稼働物件を積極的に取得し（再生型取得）、改修事業のプロフェッショナルとして培った「劣化診断力」と「内製化された改修技術」を投入します。これにより、市場価格よりも大幅に抑制した原価での建物再生を可能とし、利回りの向上を図るとともに安定的なキャッシュ・フローを確保しています。本事業は、単なる賃料収入の確保に留まらず、本業である建設事業の投資余力と価格競争力を支える強固な経営インフラとして機能しております。

< 自社所有物件 >



【プレミアム上板橋】  
東京都板橋区若木1-72-1 鉄骨造\_4階建\_18戸



【リノベール王子】  
広島県福山市王子町2-100-2 RC造\_3階建\_6戸



【ラックスビル】  
広島県福山市引野町5-19-17 RC造\_5階建\_27戸



【ラックス第二ビル】  
広島県福山市入船町2-1-10 RC造\_4階建\_4戸

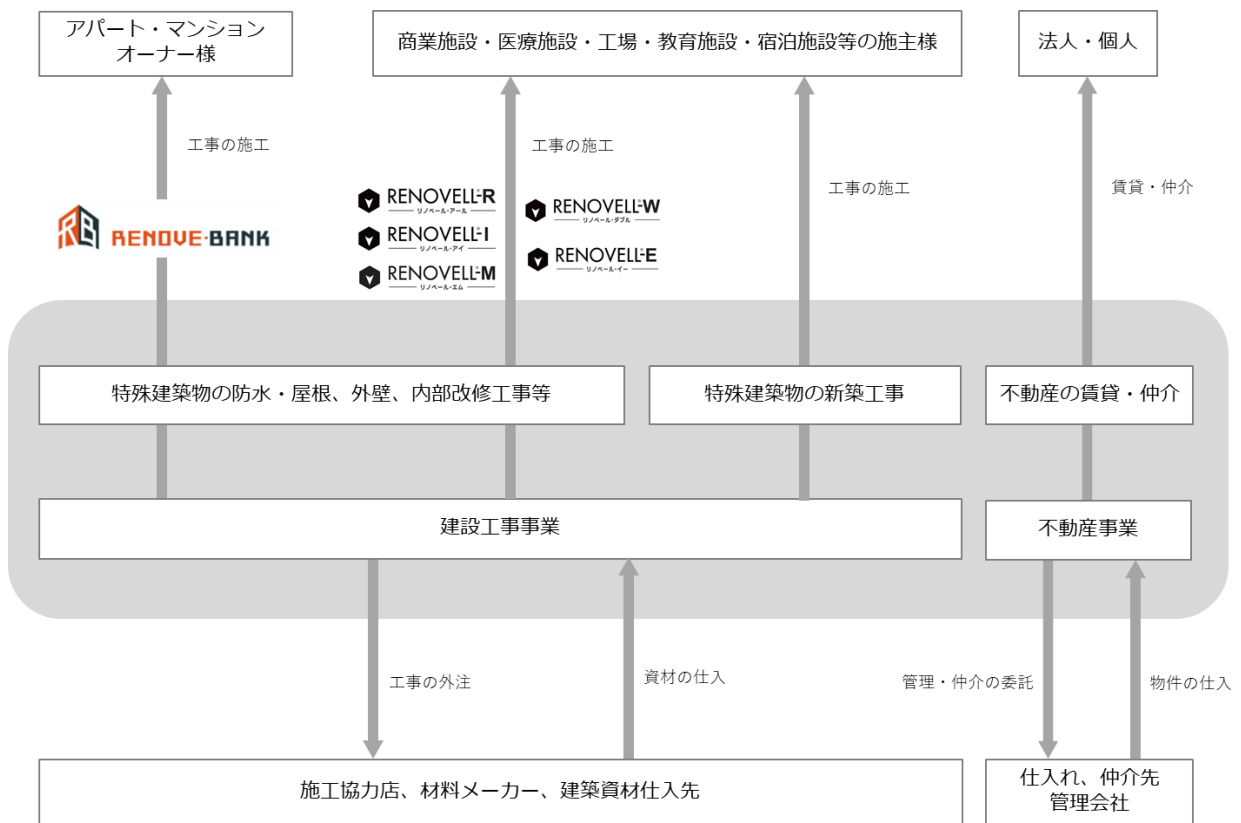


【クレシェンド緑ヶ丘】  
広島県福山市引野町北2-11-1 木造\_2階建\_10戸



【ローズマンション】  
広島県福山市曙町5-3-41 S造\_4階建\_18戸

当社の事業の系統図は、次のとおりであります。



※各種工事は、当社管理のもと施工協力店が施工しております。

※特殊建築物改修事業は、全体の約90%が元請、約10%が下請となっております。

※RENOVELL-R: 防水・屋根改修、RENOVELL-W: 外壁改修、RENOVELL-I: 内部改修、RENOVELL-E: 耐震補強、RENOVELL-M: 構造物調査診断を表しています。

※不動産事業は、当社が所有する物件を当社で改修工事を行い、協力会社（建物管理会社）の管理のもと運営しております。

#### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 発行者の状況

2026年5月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
17(1)	43.7	3.0	4,416

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数(パートタイマー)は外数で記載しております。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3. 当社は建設事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第3 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日）におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、地政学リスクに伴う原材料価格やエネルギーコストの高騰、持続的な物価上昇、及び人手不足の影響など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社が属する建設業界における改修市場においては、既存建物の老朽化に伴う修繕・更新需要が堅調に推移しております。特に、高度経済成長期に建設された非住宅建築物や共同住宅の修繕時期が重なっていることに加え、環境負荷低減や資産価値維持の観点から「建て替え」から「改修・活用」へのシフトが進んでおり、当社がターゲットとする特殊建築物改修領域の市場機会は拡大傾向にあります。

このような環境のもと、当社は「安全な建物、安心な生活、安定した環境を創造する」というミッションを掲げ、特殊建築物専門の改修工事を主軸とした事業を展開してまいりました。

当期における主な取り組みとしましては、東京事業所における主要顧客との取引深耕により工事件数を大幅に伸ばしたほか、ドローンや3Dスキャン等の最新技術を用いた高付加価値な診断・提案を通じて「新築を超える改修」を実践してまいりました。また、自社開発ツール「YANEDAS」の活用による営業効率化と広域での案件発掘を強化し、建設と不動産を融合した再生型事業の運用によって安定的な収益基盤の確立に注力いたしました。さらに、上場準備と将来の成長を見据えた人材採用及び社内体制の整備を加速させるなど、持続的な成長に向けた基盤構築と売上の拡大を図ってまいりました。一方で前事業年度は利益率が高い大口物件がありましたが、当事業年度においてはこれに見合う大口工事がなかったため、大幅な減益となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は883,609千円（前期比0.4%増）、営業利益は8,510千円（前期比92.0%減）、経常利益は8,185千円（前期比92.2%減）、当期純利益は13,691千円（前期比87.5%減）となりました。

なお、当社の報告セグメントは、建設事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ35,928千円増加し、248,931千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は72,309千円（前事業年度は10,703千円の使用）となりました。これは主に、税引前当期純利益21,559千円、減価償却費21,240千円、棚卸資産の減少額26,587千円、未払消費税等の減少額16,554千円等によるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は64,664千円（前事業年度は41,280千円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出64,415千円等によるものであります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は28,284千円（前事業年度は33,924千円の使用）となりました。これは長期借入れによる収入60,000千円、長期借入金の返済による支出31,716千円によるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

### (2) 受注実績

当事業年度における受注実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社は建設事業の単一セグメントであるため、事業区分別に記載しております。

区分の名称	受注高 (千円)	前期比 (%)	受注残高 (千円)	前期比 (%)
建設工事業	978,596	151.6	334,138	173.5
合計	978,596	151.6	334,138	173.5

(注) 不動産事業は受注活動を行っていないため記載しておりません。

### (3) 販売実績

当事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社は建設事業の単一セグメントであるため、事業区分別に記載しております。

区分の名称	販売高(千円)	前期比(%)
建設工事業	844,507	100.6
不動産事業	39,102	96.5
合計	883,609	100.4

(注) 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度		当事業年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
ビレッジハウス・マネジメント株式会社	142,035	16.1	387,483	43.9

(注) 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績のうち、当事業年度の総販売実績に対する割合が10%未満の相手先につきましては記載を省略しております。

### 3 【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 人材の採用と育成

事業の安定的な拡大には、優秀な人材の確保と活躍が不可欠です。採用面では、専任担当者を配置し、新卒・中途を問わず幅広い層から意欲ある人材を募っております。育成面では、OJTによる実務能力向上を軸に、多様な現場に対応できる多様な人材を養成します。あわせて、各種資格取得の積極的な支援を通じて、長期的視点に立った技術者集団の構築に努めてまいります。

#### (2) 受注確保と収益性の維持

公共工事の受注においては、情報収集と緻密な積算が重要となります。過去の施工実績や技術者の表彰実績といった当社の「技術力」が評価に直結するため、現在進行中の工事において高評価を獲得し、次期受注へ繋げる好循環を維持してまいります。

また、資材価格の高騰等による原価上昇に対しては、緻密な原価管理を徹底するとともに、発注者との緊密な協議を通じて適正な請負価格の確保に努め、収益性の維持・向上を図ってまいります。

#### (3) 安定した施工体制の構築と安全管理

建設業界の人材不足と高齢化が深刻化する中、安定した施工体制を構築するため、既存の枠組みに捉われないICTやDXの導入を推進し、現場の生産性向上を図ります。また、協力会社とのパートナーシップを深め、労働環境の改善や人材確保についても連携して取り組むことで、強固な施工ネットワークを維持してまいります。

さらに、工事施工における最優先事項である「安全確保」については、今後も安全管理体制を不断に強化し、無災害の継続に全力を注いでまいります。

#### (4) 内部管理体制とガバナンス体制の強化

当社が事業環境の変化に適切に対応しながら持続的な成長を続けていくためには、コーポレート・ガバナンス及び内部統制の実効性を高めることが不可欠です。コンプライアンスを徹底するとともに、定期的なアダプト活動を通じた地域貢献など、身近な社会責任を継続的に果たすことで、地域から信頼される企業を目指してまいります。

#### 4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

##### (1) 法的規制について

当社の主たる事業は、建設業法、宅地建物取引業法等の各種法令に基づき、免許・許可を得て運営されております。これらの法令の改廃や新たな規制が導入された場合でも適切に対応できるよう、顧問弁護士等の専門家による指導、および定期的なコンプライアンス研修を通じた法令順守とリスク管理体制の強化に努めております

しかしながら、万一これらの法令に抵触し、営業停止等の監督処分や罰則を受けた場合には、社会的信用の失墜や受注機会の喪失を招き、当社の経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社の許認可等の有効期間、その他法令により定められているものは下表のとおりであります。

許認可等の名称	許認可番号等	有効期間	関係法令	欠格事由
特定建設業者許可	広島県知事 (特-4)第40584号	2022年7月29日 ～2027年7月28日	建設業法	第29条
宅地建物取引業者免許	広島県知事 (01)第11263号	2022年7月22日 ～2027年7月21日	宅地建物取引業法	第5条、 第66条
一級建築士事務所登録	広島県知事登録 18(1)第4983号	2023年11月1日 ～2028年10月31日	建築士法	第26条

##### (2) 施工品質および契約不適合責任について

当社の施工物件は、建築基準法等の公的基準に加え、発注者が求める高度な品質仕様に基づき構築されます。品質保証の証跡として、専任担当者の配置による施工過程の詳細な記録・管理を徹底し、厳格な社内検査および発注者による完了検査を経て引き渡しを行っております。

万一、引き渡し後の重大な施工不備（瑕疵）が判明した場合には、補修費用の発生や損害賠償責任の追及に加え、技術的信頼の低下により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### (3) 建設資材価格および労務費の変動について

現在、円安やエネルギー価格の上昇に伴う輸入コスト増により、建築資材価格の高騰が継続しております。また、業界全体の深刻な人手不足を背景に労務費も上昇傾向にあります。当社では、精密な原価管理と発注者との協議を通じた価格転嫁により適正利益の確保に努めておりますが、想定を超える急激なコスト上昇が発生し、これらを契約価格に適切に反映できない場合、収益性が低下し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 人材確保と育成について

当社の持続的な成長には、施工管理技士や建築士等の国家資格を保有し、高度な技術力を備えた技術者の確保が不可欠です。

当社は、積極的な採用活動に加え、教育研修制度の充実、労働環境の整備、社内コミュニケーション等の活性化等による離職防止に注力しております。しかしながら、雇用情勢の激化や少子高齢化に伴う労働人口の減少により、必要な技術者の確保・育成が計画通りに進まない場合、事業規模の縮小や競争力の低下を招き、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 協力会社等の施工体制の確保について

建設業界では、慢性的な人手不足と就業者の高齢化が進行しております。当社の施工を支える協力会社においても同様の状況にあります。

当社は、主要な協力会社との親密な連携に基づく組織化を図り、安定的な施工体制の確保に努めておりますが、今後、人手不足の深刻化等により協力会社が十分な人員を確保できなくなった場合、工期の遅延や施工コストの上昇を招き、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 自然災害・感染症・事故等について

当社は広島県備後地域を中心とした中国地方を主要な事業基盤としており、多くの工事を同地域内で施工しております。そのため、当該地域において地震、台風、集中豪雨等の甚大な自然災害や、深刻な感染症の流行が発生した場合には、資材調達の停滞や工事の中断等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、事業の遂行にあたっては安全管理を徹底しておりますが、万一、重大な労働災害や設備事故等が発生した場合には、社会的信用の失墜や営業停止等の処分、損害賠償責任の発生により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 情報漏洩セキュリティおよび個人情報保護について

当社は、発注者等の個人情報や事業に関わる機密情報を多数保有しております。「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関連法令を遵守し、社内規程の整備や情報管理体制の強化に取り組んでおりますが、サイバー攻撃や不測の事態により情報の漏洩・改ざん等が発生した場合、社会的信用の失墜による受注の減少や損害賠償の発生等のより、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) システムリスクについて

当社は、業務効率化のためコンピューターネットワーク等のITシステムを活用しております。外部専門業者と連携した適切な管理やデータのバックアップ等の安全対策を講じておりますが、ハードウェアの故障、ソフトウェアの不具合、通信回線の障害等によりシステムが停止した場合、業務運営に支障をきたし、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 内部管理体制の強化について

当社は、持続的な成長に対応するため、人員構成に合わせた最適な内部管理体制および業務管理体制の構築に努めております。社内教育によるスキルアップや専門能力を有する人材の採用を通じ、ガバナンスの一層の高度化を推進しております。

しかしながら、事業規模の拡大や環境変化に対し、体制の構築や人材育成が適時適切に進まなか

った場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 繰延税金資産の回収可能性について

繰延税金資産の回収可能性については、将来の収益力やタックスプランニングに基づく「一時的差異等加減算前課税所得」の見積り等に基づき判断しております。将来の不確実な経済条件の変動等により、これらの方針や見積り前提となる仮定に見直しを要する場合、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産の計上額および税金費用に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 特定取引先への依存について

当社の建築工事業における特殊建築物の防水・屋根、外壁、内部改修工事において、2025年12月期におけるビレッジハウス・マネジメント株式会社への売上高が387,483千円と売上高全体の43.9%を占めており、特定の取引先への依存度が高くなっております。当該取引先との間では、長年にわたる施工実績を通じて良好な協力関係を構築しており、継続的な受注基盤の確保に寄与しております。しかしながら、当該取引先の経営方針の変更、事業戦略の見直し、あるいは何らかの要因による取引関係の維持が困難となった場合、当社の経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 特定人物への依存について

当社の代表取締役山田哲矢は、個人で100.0%保有する資産管理会社を通じて当社株式を100.0%保有する筆頭株主である主要株主であるとともに、創業当初から現在に至るまで事業を推進しており、当社の経営戦略や営業戦略の立案等、経営全般において重要な役割を果たしております。当社は、権限の委譲やガバナンス体制の確保により組織体制の強化を図っており、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、不測の事態により同氏の当社における職務執行が困難となった場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 小規模企業組織であることについて

当社の内部管理体制は、内部管理や業務執行について当社の規模に応じたものとなっております。また、当社の事業活動は、現在の経営陣や各部門で重要な役割を担う従業員に依存するところがあります。今後の事業拡大を目指していく上で、事業推進に適応した優秀な人材の拡充並びに組織体制の強化が必要であることは認識しており、当社はこの認識のもと、積極的に優秀な人材を採用していく方針へと転換しておりますが、当社の求める人材が適時に確保できない場合や組織的対応及び管理体制の強化が順調に進まない場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 配当政策について

当社は、株主の皆様に対する利益還元を、将来の経営の重要課題の一つと位置付けておりますが、これまでのところ、配当の実施実績はありません。現状では財務体質の強化と、優秀な人材確保と人材育成に必要な内部留保の充実を優先し、事業の適切な成長を進めることにより企業価値の向上並びに株主価値の増大による株主への還元を進めております。将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針ではありますが、配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

#### (15) F-Adviserとの契約について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、Fukuoka PRO Market上場企業は、福岡証券取引所より認定を受けたいずれかの担当F-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「F-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。

本発行情報公表日時点において、当社がF-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのF-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヶ月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、F-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。

また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1ヶ月以上前の書面による通知を行うことにより、いつでもF-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当F-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のFukuoka PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

##### <F-Adviser契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでF-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

##### ① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。)において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証明する書面

(b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまで掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合

当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）

c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること
  - (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合  
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
  - (b) 当社が前号cに規定する合意を行った場合  
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること
  - (a) Fukuoka PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
  - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること  
及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から  
適当でない認められるものでないこと

#### ⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと当社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と当社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
  - (a) Fukuoka PRO Marketの上場株券等
  - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにFukuoka PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 当社が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

#### ⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと当社が認めた場合

#### ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀

損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、当社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると当社が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると当社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社がFukuoka PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d Fukuoka PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e Fukuoka PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事

項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がFukuoka PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

当社がFukuoka PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 株式売渡請求による取得

特別支配株主が当社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱ 株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がFukuoka PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは福証が上場廃止を適当と認めた場合

<F-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

① 当社又は同社が、F-Adviser契約に基づく義務の履行を怠り、又はその他F-Adviser契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月とする。）を定めて、その違反を是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかった時はF-Adviser契約を解除することができる。

② 前項の定めにかかわらず、当社及び同社は、合意によりF-Adviser契約期間中いつでもF-Adviser契約を解除することができる。また、当社又は同社から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することによりF-Adviser契約を解除することができる。

③ F-Adviser契約を解除する場合、特段の事情のない限り、同社はF-Adviser契約を解除する旨を福岡証券取引所に通知する。

なお、本発行者情報公表日時点において、F-Adviser 契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産は385,044千円となり、前事業年度末に比べ7,061千円減少しました。これは主に、現金及び預金が35,923千円、契約資産が32,342千円増加し、完成工事未収入金が52,667千円、未成工事支出金が26,401千円減少したことによるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産は353,107千円となり、前事業年度末に比べ35,977千円増加しました。これは主に、土地が38,689千円増加し、繰延税金資産が7,452千円減少したことによるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債は132,255千円となり、前事業年度末に比べ5,263千円減少しました。これは主に、工事未払金が14,075千円、1年内返済予定の長期借入金が8,138千円増加し、未払消費税等が16,554千円、未成工事受入金が12,155千円減少したことによるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債は338,717千円となり、前事業年度末に比べ20,488千円増加しました。これは主に、長期借入金が20,146千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は267,180千円となり、前事業年度末に比べ13,691千円増加しました。これは当期純利益の計上により繰越利益剰余金が13,691千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6) 運転資本

上場予定日(2026年7月22日)から12か月間の当社の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

「第3【事業の状況】3【対処すべき課題】」に記載のとおりであります。

## 第4 【設備の状況】

当社は建設事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

### 1 【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資等の総額は66,915千円であり、その主なものは賃貸用不動産の取得であります。また、当事業年度において重要な設備の除却及び売却はありません。

### 2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物	機械及び 装置	車両運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (広島県福山市)	本社 機能	2,272	166	3,101	—	14,880	20,421	15 (—)
東京事業所 (東京都中央区)	営業 設備	—	—	—	—	186	186	1 (—)
ラックスビル (広島県福山市)	賃貸用 不動産	14,181	—	—	83,573 (989.51)	—	97,754	— (—)
ラックス第二ビル (広島県福山市)	賃貸用 不動産	13,540	—	—	15,464 (137.87)	0	29,005	— (—)
クレシエンド緑ヶ丘 (広島県福山市)	賃貸用 不動産	3,209	—	—	23,117 (171.35)	—	26,327	— (—)
プレミアム上板橋 (東京都板橋区)	賃貸用 不動産	2,794	—	—	60,807 (278.54)	—	63,602	— (—)
リノベール王子 (広島県福山市)	賃貸用 不動産	1,715	—	—	28,268 (382.89)	—	29,984	— (—)
ローズマンション (広島県福山市)	賃貸用 不動産	22,988	—	—	38,689 (402.71)	—	61,678	— (—)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、一括償却資産及びソフトウェアの合計であります。

3. 従業員数の( )は、臨時従業員数を外書きしております。

4. 本社及び東京事業所は賃借しており、年間賃借料の合計は6,592千円であります。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5 【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2025年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年6月23日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	800,000	200,000	600	600,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	800,000	200,000	600	600,000	—	—

- (注) 1. 2026年3月30日開催の定時株主総会決議に基づき、2026年4月1日付で定款の変更を行い、1単元を100株とする単元株制度を導入しております。
2. 2026年3月30日開催の臨時取締役会決議に基づき、2026年4月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っており、発行済株式総数は599,400株増加し、600,000株となっております。また、2026年4月1日付で株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は799,200株増加し、800,000株となっております。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2026年4月1日 (注)	599,400	600,000	-	30,000	-	-

(注) 株式分割(1:1,000)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2026年5月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	1	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	—	—	—	6,000	6,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	—	—	—	100	100	—

(注) 1. 2026年3月30日開催の定時株主総会決議に基づき、2026年4月1日付で定款の変更を行い、1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

2. 当社代表取締役山田哲矢の資産管理会社であるイーストプロパティーズ株式会社が所有する株式数は、山田哲矢の実質所有として「個人その他」に含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 600,000	6,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	600,000	—	—
総株主の議決権	—	6,000	—

(注) 1. 2026年3月30日開催の定時株主総会決議に基づき、2026年4月1日付で定款の変更を行い、1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

2. 2026年3月30日開催の臨時取締役会決議に基づき、2026年4月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っており、発行済株式総数は599,400株増加し、600,000株となっております。また、2026年4月1日付で株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は799,200株増加し、800,000株となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

該当事項はありません。

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期的な財務体質を勘案し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

当社は、事業拡大のため内部留保の積み上げによる財務体質の強化が必要であると考えており、当事業年度の配当は、実施しておりません。内部留保資金につきましては、将来の事業展開のための資金等に充当していくことが株主に対する利益還元につながるものと考えております。今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

## 4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

## 5 【役員 の 状 況】

男性7名、女性一名（役員のうち女性の比率-%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	山田 哲矢	1969年 12月25日	1988年4月 福和興産株式会社 入社 1991年1月 ラックスネットワークを個人創業 1992年3月 ラックスネットワーク有限公司（現 当社）設立 代表取締役就任（現任） 2015年4月 福山商工会議所青年部会長就任 2018年4月 広島県商工会議所青年部連合会会長就任	(注)3	(注)5	600,000
取締役	技術部長	猪岡 満治	1973年 4月18日	1994年4月 松坂産業株式会社 入社 1997年12月 株式会社ヤマヒサ 入社 2002年8月 ラックスコンストラクション株式会社（現 当社） 入社 2007年4月 株式会社ラックス（現 当社） 取締役就任 2019年4月 当社 取締役建築部長就任（現任）	(注)3	(注)5	—
取締役	管理部長	守岡 聡	1974年 8月10日	1995年4月 株式会社セイブコーポレーション 入社 2007年2月 株式会社ラックス（現 当社）入社 2016年4月 株式会社ラックス（現 当社） 取締役就任 2020年7月 ラックス不動産株式会社 入社 2021年12月 当社 取締役就任 2022年4月 当社 取締役管理部長就任（現任）	(注)3	(注)5	—
取締役	開発部長	佐藤 孝志	1980年 7月4日	2003年4月 平和建設株式会社 入社 2014年9月 株式会社JM 入社 2024年1月 当社 入社 2026年3月 当社 取締役開発部長就任（現任）	(注)3	(注)5	—
社外 取締役	—	今田 徹男	1965年 8月27日	1990年7月 共和工業株式会社 入社 2000年8月 同社 取締役就任 2003年8月 同社 代表取締役社長就任（現任） 2018年3月 株式会社ラックス（現 当社） 社外監査役就任 2020年10月 株式会社ラックス（現 当社） 社外取締役就任 （現任）	(注)3	(注)5	—
社外 取締役	—	心石 拓男	1969年 6月11日	1992年4月 株式会社乃村工藝社 入社 1995年11月 株式会社心石工芸 入社 2002年8月 同社 取締役就任 2006年8月 同社 代表取締役社長就任（現任） 2018年3月 株式会社ラックス（現 当社） 社外取締役就任 （現任）	(注)3	(注)5	—
社外 監査役	—	瀧熊 弘之	1975年 3月20日	2003年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ） 入所 2017年4月 中小企業庁事業「広島県よろず支援拠点」チーフ コーディネーター就任 2020年4月 瀧熊公認会計士事務所開設 代表就任（現任） 2020年10月 株式会社ラックス（現 当社） 社外監査役就任 （現任） 2021年7月 税理士法人タキグマ設立 代表社員就任（現任） 2021年7月 株式会社ウルスパートナーズ設立 代表取締役就 任（現任）	(注)4	(注)5	—
計							600,000

(注) 1. 取締役今田徹男及び心石拓男は、社外取締役であります。

2. 監査役瀧熊弘之は、社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、2025年10月15日開催の臨時株主総会の時から、選任後2年以内に終了する事業年度の

- うち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2025年10月15日開催の臨時株主総会の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
  5. 2025年12月期における役員報酬の総額は37,590千円を支給しております。
  6. 代表取締役山田哲矢の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるイーストプロパティーズ株式会社が所有する株式数を含んでおります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

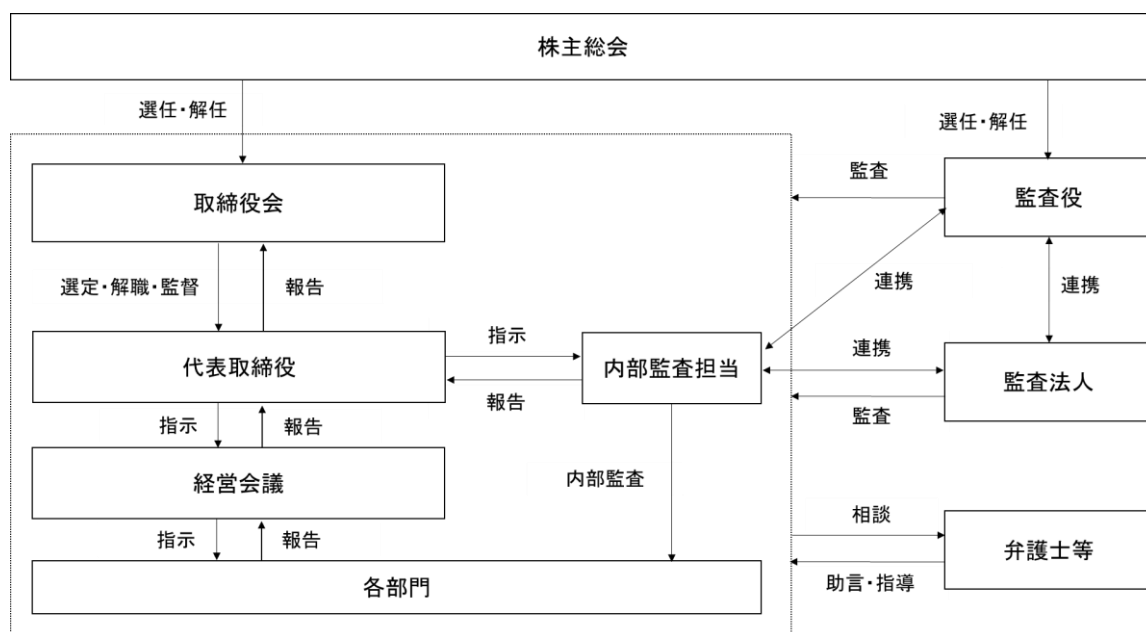
### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「安全な建物、安心な生活、安定した環境を創造する」というミッションのもと、株主をはじめとする全てのステークホルダーから信頼され、持続的に成長し続ける企業を目指しております。この実現のため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題と認識し、経営の透明性・公正性の確保、迅速な意思決定を支えるリスク管理やコンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。

#### ② 企業統治の体制の概要

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次のとおりです。



#### 1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役2名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び取締役会規程等に定める事項や経営に関する重要事項を決定し、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。原則として毎月1回開催される定時取締役会の他、必要に応じて適時に臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化を図っております。

また、監査役が取締役会に出席し適宜意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

#### 2) 監査役

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役1名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき策定した監査方針及び監査計画に従い、取締役会その他重要な会議等への出席、重要書類の閲覧、関係者へのヒアリング等を行うことにより取締役の職務の執行を監視並びに検証しております。また、内部監査担当及び監査法人との連携により、監査の方法や結果について情報共有を図り、効果的かつ効率的な監査の実施に努めております。

### 3) 内部監査

当社の内部監査は、代表取締役が選任した内部監査担当者2名が全部門における業務全般の監査を実施しております。監査の独立性を確保するために、自己が所属する部門の監査は行わないなど、相互に牽制する体制としております。内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、内部監査の計画を策定し、各部門の業務に関する監査を実施しております。監査結果は、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。

また、内部監査担当者は、監査役及び監査法人と情報共有や意見交換を行い、相互に連携することにより監査の実効性の向上に努めております。

### 4) 会計監査

当社は、監査法人ハイビスカスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づく監査を受けております。2025年12月期において監査業務を執行した公認会計士は堀俊介氏及び北村ルミ子氏であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務に従事した補助者は、公認会計士1名、その他1名であります。

なお、当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員及びその補助者と当社の間には、特別な利害関係はありません。

### 5) 経営会議

経営会議は、取締役、各部長及び各課長をもって構成し、原則として毎月1回開催し、業務執行に関する重要事項を協議することを目的として、各部門の事業計画に対する実績と状況の報告・質疑等を行なっております。

## ③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会規程、業務分掌規程、職務分掌規程等の規定に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

## ④ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク・コンプライアンス規程を定め、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

## ⑤ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、社外取締役2名及び社外監査役1名を選任しております。社外取締役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。各社外役員と当社との間には、人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係は有してありません。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立的な経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で選任を行っております。

## ⑥ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合

わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、当該取引等の必然性、取引条件及びその決定方法の妥当性等に特に留意し、取引の際に取締役会の決議を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑦ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役(社外取締役を除く)	35,190	35,190	—	—	3
監査役(社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	2,400	2,400	—	—	3

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社は、取締役を7名以内、監査役を3名以内とする旨を定款に定めております。

⑨ 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により取締役会の決議によって毎年6月末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑫ 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑬ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

⑭ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項が規定する額としております。

⑮ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の職務執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由設けることにより、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、当該保険契約の被保険者の範囲は当社の全役員であり、保険料は全額当社が負担しております。

⑯ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区 分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	10,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針は定めておりませんが、当社の事業規模、監査日数等を勘案し、監査役の同意を得て決定しております。

## 第6 【経理の状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の財務諸表について、監査法人ハイビスカスの監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	226,608	262,532
受取手形	8,020	-
電子記録債権	-	12,860
完成工事未収入金	104,565	51,898
契約資産	14,080	46,422
未成工事支出金	29,017	2,616
原材料及び貯蔵品	2,224	2,037
前渡金	-	118
前払費用	6,379	6,262
その他	1,209	295
流動資産合計	392,106	385,044
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2 53,799	※2 60,703
機械及び装置（純額）	250	166
車両運搬具（純額）	3,550	3,101
工具、器具及び備品（純額）	1,288	601
土地	※2 211,231	※2 249,920
その他	287	1,064
有形固定資産合計	※1 270,406	※1 315,559
無形固定資産		
特許権	347	291
ソフトウェア	※3 1,826	※3 13,401
ソフトウェア仮勘定	10,790	-
無形固定資産合計	12,964	13,693
投資その他の資産		
投資有価証券	5	5
出資金	200	200
長期前払費用	669	463
繰延税金資産	14,344	6,891
その他	18,540	16,295
投資その他の資産合計	33,759	23,855
固定資産合計	317,130	353,107
資産合計	709,236	738,152

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	52,076	66,152
1年内返済予定の長期借入金	31,716	※2 39,854
未払金	16,735	17,147
未払費用	981	1,117
未払法人税等	362	362
未払消費税等	16,554	-
未成工事受入金	12,155	-
預り金	3,742	3,772
賞与引当金	2,780	3,849
その他	414	-
流動負債合計	137,518	132,255
固定負債		
長期借入金	312,859	※2 333,005
その他	5,370	5,712
固定負債合計	318,229	338,717
負債合計	455,747	470,972
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	223,489	237,180
利益剰余金合計	223,489	237,180
株主資本合計	253,489	267,180
純資産合計	253,489	267,180
負債純資産合計	709,236	738,152

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	※1 880,355	※1 883,609
売上原価	654,333	719,950
売上総利益	226,022	163,659
販売費及び一般管理費	※2 119,779	※2 155,149
営業利益	106,243	8,510
営業外収益		
受取利息	29	345
受取配当金	2	2
補助金収入	-	1,000
助成金収入	-	623
業務受託料	-	350
その他	833	272
営業外収益合計	865	2,594
営業外費用		
支払利息	1,997	2,919
営業外費用合計	1,997	2,919
経常利益	105,111	8,185
特別利益		
国庫補助金	※4 3,055	-
保険解約返戻金	-	13,374
特別利益合計	3,055	13,374
特別損失		
固定資産除却損	※3 145	-
固定資産圧縮損	※4 3,055	-
特別損失合計	3,201	-
税引前当期純利益	104,965	21,559
法人税、住民税及び事業税	367	415
法人税等調整額	△4,714	7,452
法人税等合計	△4,347	7,868
当期純利益	109,313	13,691

【完成工事原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費		76,286	11.8	43,209	6.5
II 労務費		45,275	7.0	56,321	8.5
III 外注費		498,171	77.4	537,686	81.1
IV 経費		24,502	3.8	25,589	3.9
当期総工事費用		644,235	100.0	662,806	100.0
期首未成工事支出金		11,886		29,017	
合計		656,121		691,823	
期末未成工事支出金		29,017		2,616	
当期完成工事原価		627,104		689,207	

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

【不動産賃貸原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 不動産減価償却費		12,623	46.4	16,107	52.4
II その他経費		14,605	53.6	14,634	47.6
計		27,229	100.0	30,742	100.0

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	30,000	114,176	114,176	144,176	144,176
当期変動額					
当期純利益		109,313	109,313	109,313	109,313
当期変動額合計	-	109,313	109,313	109,313	109,313
当期末残高	30,000	223,489	223,489	253,489	253,489

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	30,000	223,489	223,489	253,489	253,489
当期変動額					
当期純利益		13,691	13,691	13,691	13,691
当期変動額合計	-	13,691	13,691	13,691	13,691
当期末残高	30,000	237,180	237,180	267,180	267,180

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	104,965	21,559
減価償却費	19,790	21,240
賞与引当金の増減額 (△は減少)	253	1,068
受取利息及び受取配当金	△32	△347
補助金収入	-	△1,000
助成金収入	-	△623
保険解約返戻金	-	△13,374
国庫補助金	△3,055	-
支払利息	1,997	2,919
固定資産除却損	145	-
固定資産圧縮損	3,055	-
売上債権の増減額 (△は増加)	△99,223	15,484
棚卸資産の増減額 (△は増加)	21,569	26,587
仕入債務の増減額 (△は減少)	22,374	14,075
未払消費税等の増減額 (△は減少)	7,345	△16,554
未成工事受入金の増減額 (△は減少)	△88,238	△12,155
その他	△2,440	1,268
小計	△11,492	60,149
利息及び配当金の受取額	27	294
利息の支払額	△1,931	△2,770
保険金の受取額	-	13,374
補助金の受取額	3,055	1,000
助成金の受取額	-	623
法人税等の支払額	△362	△362
営業活動によるキャッシュ・フロー	△10,703	72,309
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△0	△10,000
定期預金の払戻による収入	-	10,005
有形固定資産の取得による支出	△35,161	△64,415
無形固定資産の取得による支出	△5,750	△2,500
その他	△369	2,245
投資活動によるキャッシュ・フロー	△41,280	△64,664
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	60,000
長期借入金の返済による支出	△33,924	△31,716
財務活動によるキャッシュ・フロー	△33,924	28,284
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△85,908	35,928
現金及び現金同等物の期首残高	298,911	213,002
現金及び現金同等物の期末残高	※ 213,002	※ 248,931

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

##### (2) 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2～18年

機械及び装置 5～6年

車両運搬具 4～6年

工具、器具及び備品 4～8年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### (3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

#### 5. 収益及び費用の計上基準

当社は、主として顧客との工事請負契約に基づき特殊建築物の防水・屋根、外壁、内部改修工事及び新築工事等を行う履行義務を負っております。これらの工事契約については、履行義務の充足に伴い、一定の期間にわたり収益を認識しております。但し、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しております。また、履行義務を充足するまでの期間がごく短い場合は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

#### 6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産 (純額)	14,344	6,891

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号)に定める会社分類に基づき、当事業年度末における将来減算一時差異及び繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減できる範囲内で計上しております。

②主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、取締役会で承認された事業計画を基礎とした将来の課税所得の見積り等に基づいて判断しており、その主要な仮定は、工事の受注高の将来見込み、工事利益率及び経費の予測であります。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

課税所得の見積りは、将来の不確実な経済状況等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	86,574千円	105,698千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
建物	3,495千円	25,783千円
土地	60,807 "	99,496 "
計	64,302千円	125,280千円

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	-千円	4,008千円
長期借入金	- "	55,992 "
計	-千円	60,000千円

上記資産のうち一部については銀行取引に係る根抵当権（極度額60,000千円）が設定されておりますが、対応する債務はありません。

※3 圧縮記帳

国庫補助金等により無形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
ソフトウェア	3,055千円	3,055千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
役員報酬	32,280千円	37,590千円
給料手当	26,517 "	26,460 "
賞与引当金繰入額	985 "	1,155 "
減価償却費	2,840 "	3,130 "
支払手数料	11,680 "	30,884 "
おおよその割合		
販売費	39.6%	35.1%
一般管理費	60.4%	64.9%

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
その他（電話加入権）	145千円	-千円
計	145千円	-千円

※4 国庫補助金及び固定資産圧縮損

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

国庫補助金はIT導入支援事業費補助金の交付によるものであり、固定資産圧縮損は当該補助金により取得した固定資産（ソフトウェア）の圧縮記帳に係るものであります。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	600	-	-	600

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	600	—	—	600

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）	当事業年度 （自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
現金及び預金	226,608千円	262,532千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△13,606 "	△13,601 "
現金及び現金同等物	213,002千円	248,931千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金及び設備資金を銀行等金融機関からの借入により調達し、資金運用については安全性が高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権、完成工事未収入金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金、未払金、未払費用等は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、不動産投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で15年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引先ごとの債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

②市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

変動金利の借入金については、市場金利等の動向を継続的に把握することにより、金利の変動リスクを管理しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」「電子記録債権」「完成工事未収入金」「工事未払金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2024年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	344,575	328,754	△15,820
負債計	344,575	328,754	△15,820

(注) 市場価格のない株式等は、上記表中には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2024年12月31日)
非上場株式	5
出資金	200

当事業年度（2025年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	372,859	350,457	△22,401
負債計	372,859	350,457	△22,401

(注) 市場価格のない株式等は、上記表中には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2025年12月31日)
非上場株式	5
出資金	200

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	226,608	—	—	—
受取手形	8,020	—	—	—
完成工事未収入金	104,565	—	—	—
合計	339,194	—	—	—

当事業年度 (2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	262,532	—	—	—
電子記録債権	12,860	—	—	—
完成工事未収入金	51,898	—	—	—
合計	327,290	—	—	—

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度 (2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	31,716	35,846	35,876	38,958	39,708	162,471
合計	31,716	35,846	35,876	38,958	39,708	162,471

当事業年度 (2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	39,854	39,884	42,966	43,716	43,716	162,723
合計	39,854	39,884	42,966	43,716	43,716	162,723

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度 (2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (2025年12月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度 (2024年12月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	328,754	—	328,754
負債計	—	328,754	—	328,754

当事業年度 (2025年12月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	350,457	—	350,457
負債計	—	350,457	—	350,457

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価と近似していると考えられるため、帳簿価額を時価としております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出型の制度として建設業退職金共済制度に加入しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度928千円、当事業年度1,048千円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	952千円	1,318千円
電話加入権	49 "	51 "
繰延資産償却超過額	171 "	- "
税務上の繰越欠損金 (注)	15,961 "	8,382 "
繰延税金資産小計	17,134千円	9,751千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	- "	- "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△49 "	△51 "
評価性引当額小計	△49 "	△51 "
繰延税金資産合計	17,085千円	9,700千円
繰延税金負債		
倒産防止共済	△2,740千円	△2,808千円
繰延税金負債合計	△2,740千円	△2,808千円
繰延税金資産純額	14,344千円	6,891千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2024年12月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	-	-	-	-	-	15,961	15,961千円
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	- "
繰延税金資産	-	-	-	-	-	15,961	15,961 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金15,961千円 (法定実効税率を乗じた額) について、繰延税金資産15,961千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度 (2025年12月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	-	-	-	-	-	8,382	8,382千円
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	- "
繰延税金資産	-	-	-	-	-	8,382	8,382 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金8,382千円 (法定実効税率を乗じた額) について、繰延税金資産8,382千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率 (調整)	34.3%	34.3%
住民税均等割	0.3%	1.7%
評価性引当額の増減	△39.9%	0.0%
その他	1.1%	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△4.1%	36.5%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.3%から35.1%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(賃貸等不動産関係)

当社では、広島県及び東京都において賃貸用のマンション及びオフィスビル(土地を含む。)を有しております。

2024年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は12,864千円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上)であります。

2025年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は8,309千円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産に関する貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

		前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
貸借対照表計上額	期首残高	241,954	262,588
	期中増減額	20,633	45,763
	期末残高	262,588	308,352
期末時価		301,431	341,579

(注) 1. 貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、前事業年度の主な増加は賃貸用マンションの取得(31,677千円)によるものであり、減少は減価償却費の計上(12,623千円)によるものであります。当事業年度の増加は賃貸用マンションの取得(61,871千円)によるものであり、減少は減価償却費の計上(16,107千円)によるものであります。

3. 期末の時価は、主として固定資産税評価額に基づき自社で算定した金額等であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社は、建設事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	建設工事業	不動産事業	合計
顧客との契約から生じる収益	839,850	411	840,262
その他の収益 (注)	-	40,093	40,093
外部顧客への売上高	839,850	40,504	880,355

(注)「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく賃料収入等であります。

当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

当社は、建設事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	建設工事業	不動産事業	合計
顧客との契約から生じる収益	844,507	50	844,557
その他の収益 (注)	-	39,052	39,052
外部顧客への売上高	844,507	39,102	883,609

(注)「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく賃料収入等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	27,442	112,585
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	112,585	64,758
契約資産 (期首残高)	-	14,080
契約資産 (期末残高)	14,080	46,422
契約負債 (期首残高)	100,393	12,155
契約負債 (期末残高)	12,155	-

契約資産は、顧客との工事請負契約について期末日時点で履行義務に基づき認識した収益のうち未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事契約に関する対価は、個々の支払条件に従い、受領しております。

契約負債は、顧客との契約に基づく支払条件により顧客から受け取った未成工事受入金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は100,393千円であります。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は12,155千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社において、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは、建設事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社幸房	220,063
ビレッジハウス・マネジメント株式会社	142,035

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメントの記載は省略しております。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
ビレッジハウス・マネジメント株式会社	387,483

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメントの記載は書略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	共和工業株式 会社 (注)1	広島県 福山市	20,000	建設機械 の販売及 びメンテ ナンス等	なし	工事の請負 役員の兼任	工事の請負 (注)2	20,000	—	—

(注)1. 当社取締役今田徹男氏が議決権の過半数を所有しております。

2. 工事の請負については、価格交渉の上、一般的な取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産(円)	422.48	445.30
1株当たり当期純利益(円)	182.19	22.82

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
2. 2026年4月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。  
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益(千円)	109,313	13,691
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	109,313	13,691
普通株式の期中平均株式数(株)	600,000	600,000

## (重要な後発事象)

### (株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2026年3月30日開催の臨時取締役会決議に基づき、2026年4月1日付で発行可能株式総数の変更に伴う定款変更及び株式分割を行っております。また、2026年3月30日開催の定時株主総会決議に基づき、2026年4月1日付をもって単元株制度導入に伴う定款変更を行い、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

### 1. 株式分割及び単元株制度導入の目的

当社株式の流通性向上を目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

### 2. 株式分割の概要

#### (1) 株式分割の方法

2026年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する普通株式を1株につき1,000株の割合をもって分割いたしました。

#### (2) 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	600株
株式分割により増加する株式数	599,400株
株式分割後の発行済株式総数	600,000株
株式分割後の発行可能株式総数	800,000株

#### (3) 株式分割の効力発生日

2026年4月1日

#### (4) 1株当たり情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。

### 3. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたします。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	92,739	23,182	-	115,921	55,217	16,277	60,703
機械及び装置	17,900	-	-	17,900	17,733	83	166
車両運搬具	20,277	1,163	-	21,440	18,338	1,612	3,101
工具、器具及び備品	11,077	-	-	11,077	10,475	686	601
土地	211,231	38,689	-	249,920	-	-	249,920
その他	3,617	1,380	-	4,998	3,934	603	1,064
有形固定資産計	356,842	64,415	-	421,257	105,698	19,263	315,559
無形固定資産							
特許権	444	-	-	444	152	55	291
ソフトウェア	9,470	13,290	-	22,760	9,359	1,715	13,401
ソフトウェア仮勘定	10,790	2,500	13,290	-	-	-	-
無形固定資産計	20,705	15,790	13,290	23,205	9,512	1,771	13,693
長期前払費用	1,030	-	-	1,030	566	206	463

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	ローズマンション	賃貸用不動産	23,182千円
土地	ローズマンション	賃貸用不動産	38,689 〃
ソフトウェア	YANEDAS	営業効率向上システム	13,290 〃

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	YANEDAS	営業効率向上システム	13,290千円
-----------	---------	------------	----------

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	31,716	39,854	0.8	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	312,859	333,005	1.1	2027年1月 ～2040年12月
合計	344,575	372,859	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の決算日以降5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	39,884	42,966	43,716	43,716

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	2,780	3,849	2,780	-	3,849

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	119
預金	
普通預金	248,811
定期預金	13,601
小計	262,413
合計	262,532

② 電子記録債権

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
栗根建設(株)	8,320
共伸産業(株)	4,540
合計	12,860

期日別内訳

期日	金額 (千円)
2026年1月満期	9,100
2026年2月満期	1,990
2026年3月満期	1,770
合計	12,860

③ 完成工事未収入金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
ビレッジハウス・マネジメント(株)	27,708
共伸産業(株)	11,833
(株)すかいらーくホールディングス	3,314
タニモト企画(株)	1,782
(株)加納屋建設	1,650
広島県立福山明王台高等学校	1,650
その他	3,960
合計	51,898

完成工事未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率 (%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間 (日)
					$\frac{(A)+(D)}{2}$ (B) 365
104,565	937,145	989,812	51,898	95.0	30.5

④ 契約資産

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
㈱マリモハウス	33,772
㈱リオ・コンサルティング	9,346
福山市	3,303
合計	46,422

⑤ 未成工事支出金

当期首残高 (千円)	当期支出額 (千円)	完成工事原価への振替額 (千円)	当期末残高 (千円)
29,017	465,432	491,833	2,616

⑥ 原材料及び貯蔵品

区分	金額 (千円)
原材料	
建設資材	2,037
計	2,037

⑦ 工事未払金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
㈱Y's	20,045
大丸屋㈱	11,875
㈱ポリテクノ	3,630
㈱サンライク	3,157
三洋建材㈱	2,705
その他	24,739
合計	66,152

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	大阪府大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店 無料 —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	大阪府大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店（注）1 無料（注）2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 <a href="https://www.lucks.co.jp/">https://www.lucks.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1．当社株式は、Fukuoka PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条1項に規定する振替株式になることから、該当事項はなくなる予定です。

2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式がFukuoka PRO Marketに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3．当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第二部 【特別情報】

### 第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

### 第三部 【株式公開情報】

#### 第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

#### 第2 【第三者割当等の概況】

##### 1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

##### 2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

##### 3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

#### 第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
イーストプロパティーズ株式会社 (注) 1、2	広島県福山市草戸町 四丁目31番2号	600,000	100.00
計	—	600,000	100.00

(注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)

## 独立監査人の監査報告書

2026年6月15日

ラックス建設株式会社  
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス  
北海道札幌市

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員

公認会計士

堀 俊 介

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員

公認会計士

北村いさ子

### 監査意見

当監査法人は、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第127条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているラックス建設株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラックス建設株式会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上